

# 「健診項目の追加」および「若年層を対象とした健診の実施」について

令和8年度生活習慣病予防健診において、以下の内容を予定しております。

## 健診項目の見直しについて

### (1) 喀痰細胞診の追加

喀痰細胞診については、厚生労働省の「職域に関するがん検診マニュアル」において、肺がん検診の項目とされているほか、労働安全衛生法に基づく定期健康診断でも項目化されているため、協会においても基準対象者（問診の結果、50歳以上で喫煙指数（1日の喫煙本数×年数）が600以上である者）に実施できるよう生活習慣病予防健診の検査項目として追加します。

### (2) 骨粗鬆症検診について

骨粗鬆症検診については、健康日本21(第三次)の目標指標において、新たに受診率が追加されたことも踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に生活習慣病予防健診の検査項目として追加します。実施にあたっては、他の検査項目同様に原則健診機関内において実施することとしますが、やむを得ず自らの施設で実施できない健診機関においては、再委託先の選定・確保をいただくよう、お願いします。

なお、骨量測定は以下のいずれかの検査方法で実施いただきます。

MD法、CXD法、DIP法、SXA法、pQCT法、REMS法、DXA法、超音波法

## 若年層を対象とした健診の実施について

- ・ 現在35歳以上の被保険者を対象としている生活習慣病予防健診について、若年層からの生活習慣病対策及び健康意識の向上等を目的に20歳、25歳、30歳の加入者も対象とします。

※ 被扶養者は令和9年度から実施

- ・ 健診項目については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」や「職域に関するがん検診マニュアル」も踏まえ、胃・大腸がん検診を除く既存の生活習慣病予防健診と同項目とし、問診については、特定健診の標準的な質問票と同様の内容を取得・報告していただきます。